

利用上の注意事項

小型航空機運航者におかれましては、当空港を安全で効率的に御利用いただくに当たり、以下の点について御注意願います。

1 スポットについて

- ・ 定期便等を優先してスポット割当をしておりますことを御理解願います。
- ・ 原則として5番スポットがアサインされます。5番スポットは暫定的な運用として、小型機用に五分割したマーキングを設置しています（5A-1～5A-5）。

2 タクシングについて

- ・ 5番スポット用航空機導入線横に小型機用導入線（黄色破線、5Aと表示）が表示されていますので、それに従って移動をお願いします。
- ・ 離着陸に際し、以下の点に御留意をお願いします。

【離陸時】

- a 滑走路までの地上走行に使用する誘導路について静岡 RDO に指定された場合は、指定された誘導路から滑走路に進入してください。
- b 必要に応じ、静岡 RDO に現在地及び取付誘導路位置を確認してください。

【着陸時】

- a 着陸後、使用する誘導路について静岡 RDO に指定された場合は、指定された誘導路を使い速やかに滑走路から離脱してください。
- b 必要に応じ、静岡 RDO に現在地及び取付誘導路位置を確認してください。

3 タイダウンリングについて

- ・ 小型機用の各スポットにはタイダウンリング及びアースリングは設置されていませんので、固定翼機で利用される場合は、十分に御注意願います。

4 着陸料等について

- ・ 着陸料等は旅客ターミナルビル3階の静岡空港管理事務所において、現金でお支払い願います。
- ・ 着陸料お支払いの際、滑走路等使用届出書を提出してください。

5 エプロンへの出入りについて

- ・ エプロンへの出入りは4番スポット前面の車庫・倉庫棟東側の出入口を御利用願います。

6 その他

- ・ 給油はJETA-1のみ可能です。
- ・ ナイトステイもできますが、定期便運航のため、午前10時頃から午後1時頃の時間帯は御利用できません（ご利用できない時間帯は定期便運航ダイヤにより変動します。詳しくは空港管理事務所（下記お問い合わせ先）までお問い合わせください）。
- ・ 標準飛行経路、航空機移動区域（特に取付誘導路の位置等）、スポットマーキングなどについては航空路誌（AIP）を御参照願います。
- ・ 空港使用に当たり、静岡空港の設置、管理及び使用料に関する条例等の規定に違反し、又は条例に基づく指示に従わなかった場合、条例20条の規定に基づき許可を取り消すなどの措置を講じることがあります。

【お問い合わせ先】

静岡県静岡空港管理事務所

電話：0548-29-2210

E-mail：mt.fuji_airport-shisetsu@pref.shizuoka.lg.jp